



様式第5号(第10条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 桐生市相生町三丁目547番地の1

氏名 株式会社 両毛資源開発

代表取締役 須田 昇

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

令和6年3月6日

太田市長 清水 聖義



ダウンロード版

許可番号	76
氏名又は名称	株式会社 両毛資源開発
住所及び代表者氏名	桐生市相生町三丁目547番地の1 代表取締役 須田 昇
営業所の所在地	桐生市相生町三丁目547番地の1
一般廃棄物の種別	ごみ
新規又は更新の区分	更新
許可の有効期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
許可の条件	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。 ・業の区分については収集、運搬(積替え及び保管を除く)に限る。